平成２４年（フ）第９２号
静岡県浜松市中区葵西４丁目９番16号、前住所静岡県浜松市中区和合町121番地の14
債務者　原　多津子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　祐尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
三重県いなべ市北勢町二之瀬1106―２、住民票上の住所三重県いなべ市北勢町中山29番地３
債務者　安藤　　學
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村林　敏也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
京都市南区東九条南山王町52番地
債務者　長谷部英一
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４３７号
大阪市住之江区御崎４丁目２番12―610号
債務者　サンブルーこと　高濱正太郎
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牛見　和博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４５３号
大阪市鶴見区横堤１丁目12番13―416号
債務者　大西　豊彦
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８０号
福井市上北野１丁目20番３号、旧住所福井県丹生郡越前町江波第128号60番地
債務者　北川　義弘
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月３日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８５１８号
大阪府高槻市栄町１丁目４番13号
債務者　松原　大平
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５１号
埼玉県越谷市東越谷１丁目22番地１　レスポワール東越谷207号
債務者　磯村　光男
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　真名
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
北海道岩見沢市７条西13丁目３番地16
債務者　櫻庭　芳則
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　宏樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第８２号
長崎県長崎市田上３丁目４番10号、旧住所長崎県長崎市界２丁目９番17―701号
債務者　田中　宣史
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８３号
長崎県長崎市田上３丁目４番10号、旧住所長崎県長崎市界２丁目９番17―701号
債務者　田中　良子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３６号
札幌市白石区東札幌１条１丁目７番37号　レジデンス高山６号
債務者　霜鳥　元宏
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　崇之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７６号
福井市城東４丁目12番25号、旧住所福井市成和１丁目709番地　スズキビル302号
債務者　野路　辰夫
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　雄太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９号
長野市大字徳間366番地３
債務者　内山　　洋
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江口　伸介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１２号
岐阜県大垣市南若森４丁目33番地11
債務者　大島　隆一
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
愛知県犬山市松本町３丁目61番地　スカイホープ105
債務者　木下君花こと　梁　　君花
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第９４号
埼玉県熊谷市河原町２丁目130番地　豊栄ハイツ103
債務者　葛島　裕樹
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部